

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開

(見える化要件)

介護職員等特定処遇改善加算

介護職員の処遇改善につきましては平成29年度の介護報酬の臨時改定により介護職員処遇改善加算の拡充がなされ、令和元年度の介護報酬改定において「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験、技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員のさらなる処遇改善を進める」と「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること。
- ・ 職場環境要件について「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で1つ以上取り組んでいること。
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること。

「見える化」要件・職場環境要件

- ・ 当施設の算定状況について

特別養護老人ホームベテラン館ヴィラ

介護職員処遇改善加算 I 算定

介護職員等特定処遇改善加算 I 算定

介護職員等ベースアップ等支援加算 算定

ショートステイ ベテラン館ヴィラ

介護職員処遇改善加算 I 算定

介護職員等特定処遇改善加算 I 算定

介護職員等ベースアップ等支援加算 算定

- ・ 職場環境について

働きながら介護福祉士を目指す職員に実務者研修受講支援や喀痰吸引、認知症ケア研修などの受講支援をしています。また、子育てや家庭と仕事の両立を支援しています。非常勤から常勤への転換制度も利用できます。介護職員の負担軽減のために介護技術の習得支援も行っています。その他、職場環境改善に取り組んでいます。